

## 直用労務者の保安解雇手続

1. 本手続は、歳出外資金機関の行ういわゆる保安解雇についてこれを規制するため間接雇用労務者について基本労務契約中に設けられている手続に準じ昭和33年（1958年）1月の日米合同委員会の決定に基づいて設けられたものである。

2. その内容は概ね次のとおりである。

### (1) 保安基準

基本労務契約に定めるものと全く同じ基準を設けている。

### (2) 解雇手続

ア 労務者が保安上危険であると一応みなされた場合、在日米軍は当該労務者が実際に保安上危険であるかどうかについて必要な調査を行う。

イ 在日米各軍司令官は、労務者を保安上の理由に基づき解雇する旨の決定を行う前に、労働大臣に対し当該事案に関する意見を求める。

労働大臣は、当該事案についての最終決定がなされる前に在日米軍により考慮されることが必要であると認める事項があるときは、在日米各軍司令官に対し、意見を述べる。

ウ 在日米各軍司令官は当該事案に関する事実及び労働大臣が表明した意見について十分に考慮した後に、解雇の措置をとる。

エ 労務者は、解雇通知書を受領した日の後15日以内に、在日米各軍司令官に対し、解雇措置について苦情を申し立てることができる。

在日米軍の司令官は苦情申立書の写を労働大臣に提出し、労働大臣はこれに対して意見を述べることができる。

在日米各軍司令官は、再考慮の後、解雇措置が不当であると認めた場合には、当該労務者を復職せしめ解雇した日から復職の日までの給与を支払う。

3. 本手続制定後は、歳出外資金機関の行う保安解雇は、すべてこの手続によらなければならないこととなった結果、米側においても保安解雇を慎重に行うこととなり、現在までに2件の保安解雇が行われたのみでいずれの場合も別に問題は起こっていない。